

# 第53号 かまがや 消費生活センターだより

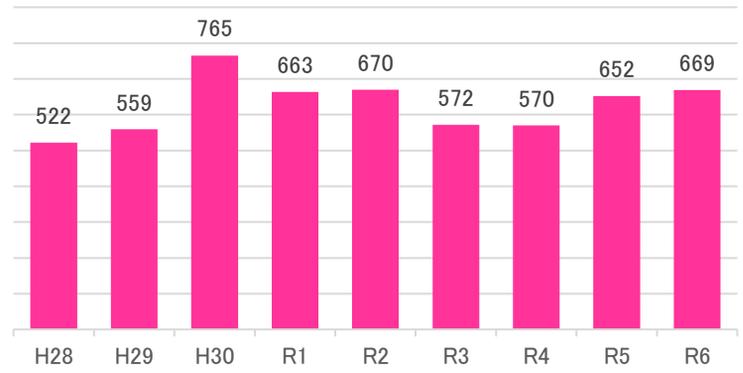
〈令和7年5月発行〉  
発行元  
鎌ヶ谷市消費生活センター  
TEL:047-445-1246



## 令和6年度(2024年度)相談概要

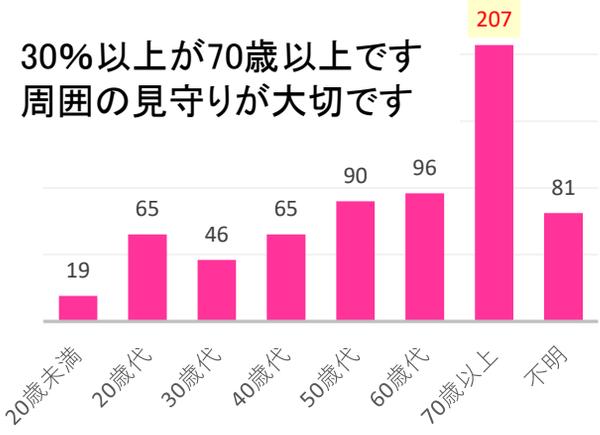
### 鎌ヶ谷市 消費生活センター 相談件数

相談件数は高止まり傾向です。  
手口も多様化し、  
悪質な詐欺が  
増えています。



### 年齢別相談割合

30%以上が70歳以上です  
周囲の見守りが大切です



### 商品役務別相談件数

1位 商品一般  
架空請求・インターネット通販でのトラ  
ブル・クレジットカード不正利用 など

2位 賃貸アパート  
退去時の修繕に関するトラブル など

3位 役務その他サービス  
点検商法・電話勧誘 など

## 2025年5月26日 改正戸籍法施行

2025年5月以降、戸籍に記載する予定の  
氏名のフリガナが通知されます。  
フリガナが誤っている場合は届出が必要ですが、

**詐欺に  
ご注意ください!**

**フリガナの届出に当たり、法務省や市に金銭を  
支払うよう要求することはありません。**

- 届出に手数料はかかりません
- 届出をしなくても罰則はありません

不審に思ったら 市区町村戸籍担当窓口 ・ 消費生活センター  
警察署 または 警察相談専用電話(#9110)



# 警察かたる着信詐欺急増！ 着信画面の詐欺表示にご注意ください



スマートフォンの着信画面に**実在する警察署の電話番号を表示させて相手を信用させ、警察官をかたり捜査名目で金銭をだまし取る特殊詐欺**が増えています。電話の着信画面に実際とは異なる番号を表示させる「スプーフィング(なりすまし)」と呼ばれる手口です。

## 事例

警察署の番号で、警察官を名乗る人から「あなた名義の口座が不正に利用されており、容疑者になっている」と電話があった。その後SNSのビデオ通話で警察官をかたる男から顔写真付きの警察手帳を示され、「口座の資金を確認する必要があるため、一度お金をすべて振り込んでもらう必要がある。」と言われ、指示された口座にインターネットバンキングで250万円振り込んだが、詐欺だった。



## 手口のポイント

- 電話でSNSのビデオ通話等に誘導し、警察手帳や逮捕状などの画像を見せる
- 虚偽の事件で捜査対象となっているとかたり、金銭を要求する



## アドバイス

警察官がSNSで連絡し、警察手帳や逮捕状の画像を送信することは絶対にありません。警察官を名乗る電話があれば、一度電話を切り、**相手から示された番号には決して折り返さず、警察相談専用電話(#9110)や最寄りの警察署**などに相談してください。



理解度チェックにも挑戦してみてください！

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなどでお困りの際は、鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽に相談ください。

鎌ヶ谷市消費生活センター(市役所2階)  
電話:047-445-1246(予約優先)  
時間:平日10時~12時、13時~16時

全国共通の電話番号  
消費者ホットライン 188



消費者ホットライン  
188  
イメージキャラクター  
イヤマン